

飲食店・遊技場などを経営される方々へ

- 1 静岡県では「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」(昭和36年静岡県条例第55号)により、青少年(18歳未満)の健全育成に努めています。
- 2 この条例において、次のことがらが定められています。
- 3 従業員の違反行為については、従業員のほか、営業者も罰せられる可能性があります。従業員には、十分にこのことを知らせてください。

場所の提供及び周旋の禁止(第15条)

青少年に対し 淫行・わいせつ行為、入れ墨をする行為

青少年から { 着用済み下着等を譲り受ける行為
着用済み下着等の売却の委託を受ける行為
着用済み下着等の売却の相手方を紹介する行為

青少年の { 飲酒・喫煙
暴力行為、賭博行為
麻薬(大麻も含む)・覚醒剤・その他薬物を使用する行為

- ◆ これらの行為をすることを知りながら、その場所を提供したり、場所を教えたり、仲介したりしてはいけません。
- ◆ 違反した場合、30万円以下の罰金が科せられます。
- ◆ 青少年の年齢を知らなかったことを理由に処罰を免れることはできません。

詳しくは、静岡県教育委員会社会教育課までお問い合わせください。
担当：青少年育成班 電話番号：054-221-3313

青少年の深夜外出の制限(第16条)

【深夜入場禁止施設】

カラオケボックス

インターネットカフェ・マンガ喫茶

ボウリング場

ゲームコーナー

興行場(映画館等)

就学前の乳幼児も、制限の対象になります。

- ◆ これらの施設には、午後11時～翌午前4時の間、18歳未満の者を入場させてはいけません。(保護者同伴でも不可)
 - 違反した場合、20万円以下の罰金が科せられます。
- ◆ また、入場者から見やすい場所に深夜の青少年入場禁止の旨の掲示をしなければなりません。
 - 違反した場合、5万円以下の罰金が科せられます。

【その他深夜営業をする施設】

- ◆ 深夜(午後11時～翌午前4時)に営業する全ての者は、深夜に当該施設内や営業敷地内に青少年がいた場合には、帰宅を促すよう努めなければなりません。

(従業員の見やすいところにはってください)